

公益社団法人中播広域シルバー人材センター
周年記念式典特別表彰に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）の振興、発展、会員の福祉の増進に寄与し、会員の模範と認める行為があった者を理事長が表彰し、もってセンターの振興、発展を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規程に定める表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感謝状
- (2) 功労者表彰

(表彰の基準)

第3条 表彰は次の基準に基づいて行うものとする。

- (1) 感謝状
発注事業所又は個人等でセンターの事業運営に寄与されたと認める者。
- (2) 役員表彰
センター理事長を通算2期以上在任した者で功績があった者
センター理事を通算4期以上在任した者で功績があった者
- (3) 会員表彰
永年センター会員としての振興、発展に寄与した者
- (4) センター職員として長年にわたり勤務した者で、表彰に値する功績があった者
- (5) 上記各号以外で理事長が表彰することが適当と認められた者
- (6) 上記各号の詳細基準については、別に理事長が定める。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 被表彰者の選考及び決定は、理事会において行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状、感謝状とし理事長が授与を行い、記念品を贈呈することができるものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、10年毎に開催される周年記念式典において行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の他必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和8年4月1日から施行する。